

平成 31 年度税制改正要望の実現状況等について

平成 30 年 12 月 14 日
全国商工会連合会

平成 31 年度税制改正については、与党税制改正大綱が次のとおり決定された。

1. 平成 31 年度税制改正要望の実現状況

	要望項目	要望の内容	改正結果
①	事業承継税制 個人版事業承継税制の創設 －事業用資産の承継	事業に用いる資産（土地、建物、機械等）の承継に係る贈与税・相続税の納税猶予制度を創設すること。また、現行の小規模宅地特例との選択による適用を可能とすること。	◎ 創設及び選択適用可
②	中小企業に対する法人税の軽減税率の特例措置の延長 ※ 現行は平成 30 年度末まで	中小法人（資本金 1 億円以下）においては、年間所得 800 万円以下は税率が本則 19%のところ、特例措置として 15%に軽減されているが、その特例措置を延長すること。	○ 延長
③	設備投資促進税制① －中小企業経営強化税制の延長 ※ 現行は平成 30 年度末まで	認定経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得又は製作等した場合に、即時償却又は取得価格の 10%の税額控除を受けられる税制について、適用期限を延長すること。	○ 延長及び拡充 ※働き方改革に資する設備を対象設備に追加
④	設備投資促進税制② －中小企業投資促進税制の延長 ※ 現行は平成 30 年度末まで	一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価格の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を受けられる税制について、適用期限を延長すること。	○ 延長
⑤	設備投資促進税制③ －商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 ※ 現行は平成 30 年度末まで	経営改善設備（器具備品・建物附属設備）等を購入した際、商工会等によるアドバイス証明書を添付することにより税負担が軽減される税制について、適用期限を延長すること。	○ 延長

※働き方改革に資する設備とは休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用 PC 等を想定

	要望項目	要望の内容	改正結果
⑥	外形標準課税の中小法人への適用拡大の反対	法人事業税における課税方法は、所得に応じて課税される所得割、従業員への給与総額等に応じて課税される付加価値割、資本金に応じて課税される資本割があるが、大法人に適用されている外形標準課税（付加価値割及び資本割）を中小法人にも新たに適用することに反対。	○ 本年度 議論なし
⑦	消費税増税にかかる万全な景気対策の実施	軽減税率対策及び価格転嫁対策については引き続き万全な対策を講じること。 消費税還元セール禁止等、転嫁対策の特別措置については8%引上げ時同様、今回も継続すること。	— 予算等で引続き 要望中
⑧	キャッシュレス決済対応 円滑に決済の仕組みを導入できる環境を整備すること	キャッシュレス決済事業者に対する決済手数料の引き下げ及び入金サイクルの短縮化を講ずること。 キャッシュレス決済に対応した事業者側にも、消費者同様に決済手数料に見合う3%程度のポイント還元等の施策を実施すること。	— 予算等で引続き 要望中

※別途、中小企業が災害への事前対策を強化するため、新たに「中小企業防災・減災投資促進税制」が創設

2. 平成32年度税制改正に向けての検討課題

(1) 継続検討課題（引続き要望）

- 外形標準課税の中小法人への適用拡大の反対
- 軽減税率導入に対する支援の拡充
- インボイス制度の導入について慎重な検討
- キャッシュレス決済対応 等

(2) 平成31年度末で期限到来を迎える特例措置の延長要望

- 中小企業における交際費等の全額損金算入の特例
- 中小企業の少額減価償却資産の全額損金算入の特例
- 産業競争力強化法の認定に基づく登録免許税の軽減措置
- 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づく登録免許税の軽減措置 等